

被告欄の名前——今日の問い

|今日の相談

- 岡田さんが、知人の坂本さんにお金を貸していた
- 返してもらえないので、坂本さんを被告として訴えを起こした

|ところが

- 訴状を出したあとで分かった——坂本さんは、訴えを起こす半年前に病気で亡くなっていた

|今日の問い

- この裁判は、どうなるのか

図：冒頭の問いの板

岡田さんが、知人の坂本さんにお金を貸していました。返してもらえないので、坂本さんを被告として訴えを起こします。ところが、訴状を裁判所に出したあとで分かったことがあります。坂本さんは、訴えを起こす半年前に病気で亡くなっていました。この裁判は、どうなると思いますか。実は、それだけでは答えられません。亡くなったタイミングと、それに気づいたタイミングで結論が変わってくるんです。今日はこの問いに、最後まで付き合ってください。

場所が決まった——次は人

|ここまで（場所の話）

- 移送、除斥・忌避・回避——裁判所と担当する人を動かす話を見た

|これから（人の話）

- そもそも、この裁判の当事者とは誰なのか
 - 今日の問いは2つに分かれる
- 訴状の名前と判決を受ける人がズレたとき、誰を当事者として扱うか
- そもそも当事者になれる資格は誰にあるのか（次回）

図：節の接続板(裁判所の話から当事者の話へ。場所が決まった。次は人)

移送や、除斥・忌避・回避で、場所と担当する人を動かす話まで見ました。今日からは、もう1つ手前の話に戻ります。そもそも、この裁判の当事者とは誰なのか、という話です。場所の話が終わり、人の話に移ります。この問いは、2つに分かれます。訴状の名前と、判決を受ける人がズレたとき、誰を当事者として扱うか。そして、そもそも当事者になれる資格は誰にあるのか。1つ目のほうを、今日じっくり扱うんですね。ただ、この2つを貫く1本の考え方は、今日のうちに見つけておきましょう。

当事者とは誰か

|当事者の定義

- 訴える者と訴えられる者——**原告と被告**
- より正確には、**判決の名宛人**となる者

|大事な考え方

- 実体法上その権利を本当に持っているかどうかは**問わない**
- これを**形式的当事者概念**と呼ぶ

図：当事者の定義板

- 訴える者・訴えられる者・判決の名宛人
- 実体法上の権利の有無は問わない

まず、当事者の定義から確認します。当事者とは、訴える者と訴えられる者のこと、つまり原告と被告です。もう少し正確に言うと、判決の名宛人となる者、です。ここで大事な考え方があります。当事者かどうかは、実体法上その権利を本当に持っているかどうかを問いません。権利を持っているかどうかは、関係ありません。これを、形式的当事者概念と呼びます。

なぜ実体の有無を問わないのか

本当に権利者かどうか

審理を尽くして、初めて分かる

それを入口の条件にすると

審理する前に、審理の結論を先に決めることになる

入口と中身が循環してしまう

だから入口は形式で決め、実体の当否は中に入ってから問う

形式的当事者概念——循環を避けるための切り分け

図：入口と中身が循環する板

ここに、この回いしばんの核心があります。「本当に権利者かどうか」は、審理を尽くして初めて分かることです。それを、当事者になるための入口の条件にしてしまうとどうなるか。審理する前に、審理の結論を先に決めてしまうことになりますね。入口と中身が、循環してしまいます。だから、入口は形式で決めます。実体の当否は、中に入ってから問うんです。そこは、審理してみないと分かりません。それを入口の条件にすると、入口を通す前に、貸したかどうかの結論が要ることになってしまいます。

もう1つの問い——当事者適格

|もう1つの問い

- この事件との関係で、本当に**正当な当事者**か
- これは**当事者適格**と呼ばれる別の問題

|今日の範囲

- 今日は、訴状に書かれた名前から当事者を決めるところまで
- 当事者適格は、**専用の回**で扱う

図：当事者適格という別の問いの板(この事件との関係で正当な当事者か。専用の回で扱う)

ちなみに、いま「まず入口を通す」と言いましたが——この事件との関係で、本当に正当な当事者かという問いは、また別にあります。名前だけ、少し出しておきます。当事者適格と呼ばれる問題で、専用の回で扱います。今日のところは、訴状に書かれた名前から当事者を決めるところまでです。

3 二当事者対立構造とその帰結

短答・論文共通

二当事者対立構造——3つの帰結

- ① 自分1人が、自分に対して訴訟を起こすことはできない
- ② 訴訟の途中で当事者が死亡し、相続人が誰もいなければ**訴訟は終了**
- ③ 相続や合併で、原告と被告の地位が一人にまとまれば**訴訟は終了**

図：二当事者対立構造の帰結3点板

訂正 (2026-10-02)

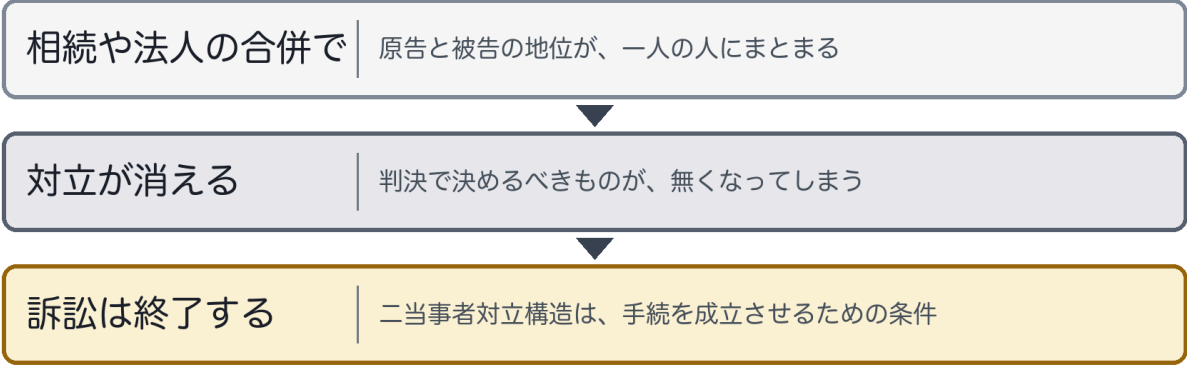
動画とこの板の②「訴訟の途中で当事者が死亡し、相続人が誰もいなければ訴訟は終了」は誤りでした。貸金の返還のような財産上の訴訟は、相続人がいなくても終わりません。相続人のあることが明らかでないときは、相続財産が法人になり（民法951条）、家庭裁判所が選ぶ相続財産の清算人（民法952条1項）が受け継ぎます（124条1項1号）。死亡で終わるのは、離婚訴訟のように争う権利関係がその人だけのもの（一身専属）の場合です（人事訴訟法27条）。下の簡条と表は直してあります。

- 1人では訴訟できない
- 一身専属の権利関係の訴訟で、当事者が死亡すると終了（財産上の訴訟は、相続人が相続財産の清算人が受け継ぐ）
- 地位が一人の人にまとまって終了

民事訴訟は、必ず利害の相反する2人が向き合う形で進みます。これを、二当事者対立構造と呼びます。この構造から、3つの帰結が出てきます。1つ目は、自分1人が自分に対して訴訟を起こすことはできません。2つ目は、訴訟の途中で当事者が亡くなり、その立場を受け継ぐ人がいなくなる場合です。ここは、争っている権利の種類で結論が分かれます。

訴訟の途中で起きたこと	訴訟は	根拠
当事者が死亡（貸金の返還など、財産上の権利の訴訟）	続く。相続人が受け継ぐ。相続人のあることが明らかでなければ、相続財産の清算人が受け継ぐ	民法896条・951条・952条1項、124条1項1号
当事者が死亡（離婚訴訟、扶養を求める権利の訴訟など、一身専属の訴訟）	当然に終了。受け継ぐ人がいない	民法896条ただし書、人事訴訟法27条
相続や合併で、原告と被告の地位が同じ人にまとまった	終了。争う相手がいない	二当事者対立構造が消える

なぜ終了するのか——理由まで押さえる



争う相手がいなくなれば、手続を続ける意味そのものが消える

図：対立が消えたら終わる、その理由の板

3つ目は、相続や法人の合併で、原告と被告の地位が一人の人にまとまった場合です。この場合も、訴訟は終了します。そこで止まらないでください。なぜ終了するのか、理由まで押さえましょう。対立が消えたら、判決で決めるべきものが、無くなってしまうからです。二当事者対立構造は、手続を成立させるための条件です。途中でこれが失われれば、手続を続ける意味そのものが消えるんです。

4 当事者が決まると何が決まるか

短答知識

当事者が決まると、同時に決まること

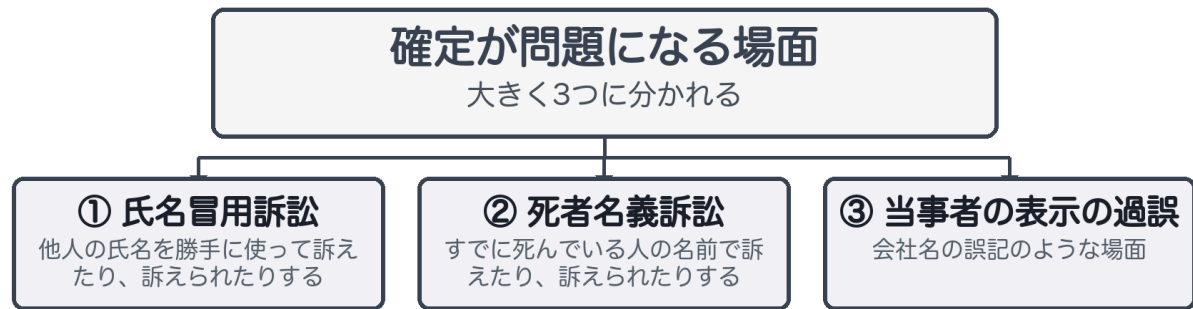
- ① 訴訟書類と判決の名宛人
- ② どの裁判所で審理するか——普通裁判籍（被告の住所地）
- ③ 当事者権——主体性が尊重され、自分の利益を守る機会が保障される

図：当事者が決まると何が決まるか板(訴訟書類・判決の名宛人／管轄／当事者権)

当事者が決まると、いくつか大事なことが同時に決まります。1つは、訴訟書類と判決の、名宛人です。もう1つは、どの裁判所で審理するか、です。原則は、被告の住所地の裁判所——普通裁判籍でした。被告が誰かが決まらなと、これは引けません。当事者が決まって、初めて裁判所も決まるんです。もう1つ、当事者には当事者権というものがあります。手続の全般で、当事者としての主体性が尊重され——自分の利益を守る機会が保障される、ということです。期日はいつだと知らせが届き、言い分があれば述べる機会が与えられる。そういう場面です。

以前に見た当事者主義——手続を動かす主導権を当事者の側に置く、という考え方が、この形で効いてきます。

訴状の名前と、判決を受ける人がズれる場面



図：3つの場面板(氏名冒用訴訟／死者名義訴訟／当事者の表示の過誤)

ここまでは、当事者とは何か、という一般論でした。当事者は、訴状に必ず書かなければならない事項です（134条2項1号）。だから、ふつうは訴状を見れば当事者が分かります。ここからは、訴状の名前と、判決を受けるべき人がズれる場面に入ります。この「ズレ」は、大きく3つの場面に分かれます。1つ目は、氏名冒用訴訟。他人の氏名を勝手に使って訴えを起こしたり——訴えられたりする場面です。2つ目は、死者名義訴訟。すでに死んでいる人の名前で訴えたり訴えられたりする場面です。3つ目は、当事者の表示の過誤。会社名の誤記のような場面です。ただ、その前に、この3つ全部の土台になる基準を確認します。訴状の名前と、判決を受ける人がズれたとき——そもそも、誰を当事者として確定するのか、という基準です。

6 確定基準をどう決めるか——意思説・行動説の壁

論文の骨格

確定基準をどう決めるか——対立する2つの考え方

	意思説	行動説
基準	内心 で決める 原告がこの人を訴えるという効果意思	実際の振る舞い で決める 訴訟でどう行動したか
弱点	内心は外から見えない 明確性 を欠く	審理が進むまで分からない 迅速性 を欠く

どちらも、実質的表示説がこの弱点を埋め合わせる

図：対立説板(意思説=内心で決める／行動説=実際の振る舞いで決める、それぞれの弱点)

当事者を確定する基準は、実は1つではありません。まず、対立する考え方から見てみましょう。内心で決めるという考え方が、意思説です。原告がこの人を訴えるつもりだった、という効果意思で決めます。弱点があります。内心というのは、外から見えません。誰が見ても同じ答えになる、という明確性を欠いてしまいます。岡田さんが内心で誰を訴えるつもりだったかは、本人にしか分かりません。

行動説——なぜ迅速に決められないのか

行動説——実際の振る舞いで決める

訴訟でどう振る舞ったかで、当事者を決める

審理が進むまで分からない

実際の振る舞いは、審理を尽くさないと見えてこない

訴状が届いた日には決められない

その時点では、まだ誰が当事者が確定できない

迅速に判断できない——行動説の弱点

図：行動説の板

実際に訴訟でどう振る舞ったかで当事者を決めるのが、行動説です。ただ、これにも弱点があります。実際の振る舞いは審理が進んでみないと分かりません。つまり、訴状を受け取ったその時点では、当事者を決められないんです。訴状が届いた日に、誰が被告かを決められないことになります。では、この2つの弱点を避けられる基準はあるのでしょうか。

7 実質的表示説——3つの根拠

論文の骨格

実質的表示説とは

|実質的表示説とは

- 訴状に書かれていることを、**丸ごと読む**
- 当事者欄の記載を軸にしながら——
- **請求の趣旨・原因**の記載まで重ね合わせる

|名前欄だけを見る立場との違い

- 名前欄だけを見るのは**形式的表示説**——実質的表示説とは区別される

図：実質的表示説の導入板

そこで採られているのが、実質的表示説です。訴状に書かれていることを、丸ごと読みます。当事者欄の記載を軸にしながら——そこに書かれた請求の趣旨や、原因事実の記載まで重ね合わせるんです。名前欄だけを見る立場は、形式的表示説と呼ばれる別の考え方で、実質的表示説とは区別されます。実質的表示説は、訴状全体から合理的に読み取るんです。

★ 論文で書く規範：実質的表示説——訴状の記載を合理的に解釈して当事者を決める 当事者欄の記載を軸としながら、請求の趣旨・請求の原因まであわせて読み込み、訴状に現れた**一切の表示**を、筋道立てて**合理的に解釈**し、そこから当事者を導き出す。支持される理由は3つある。①**明確性**——書面という誰でも確認できるものが基準になるので、判断が割れない。②**迅速性**——訴え提起の直後に判断でき、審理の進行を待つ必要がない。③**妥当性**——記載全体を見るので、単純な誤記があっても柔軟に読み替えて救うことができる。意思説（原告の内心）は外から見えず①を欠き、行動説（実際の訴訟活動）は審理を待たねば分らず②を欠く。実質的表示説は、この2つの弱点を同時に避けている。（規範（通説で立てる））

書面という誰でも見られる基準だから明確性がある。訴え提起の直後に判断できるから、迅速性もある。そして、記載全体を柔軟に見るので単純な誤記も救えて、妥当性もある。ただ、1つ確認しておきたいことがあります。これは、条文に書かれた基準ではありません。氏名冒用訴訟や死者名義訴訟という、個々の場面での判例の処理を——学説が「実質的表示説」という1つの基準として整理したものです。だから、これは規範ですが、特定の判例の言葉として引用はできません。条文に書いていないことを解釈で導き出したもの——それを規範と呼びます。通説が組み立てた基準として、押さえておいてください。

具体例——「田中一郎」で見分けられるか

	同じ田中一郎さん	別人の田中一郎さん（同姓同名）
請求の原因を読むと	住所・取引の相手が記載と 一致する	住所・会社が まるで違う
実質的表示説の結論	名前欄どおりの人が 当事者	別人だ と見分けられる

名前欄だけでなく、記載全体を読むから見分けられる

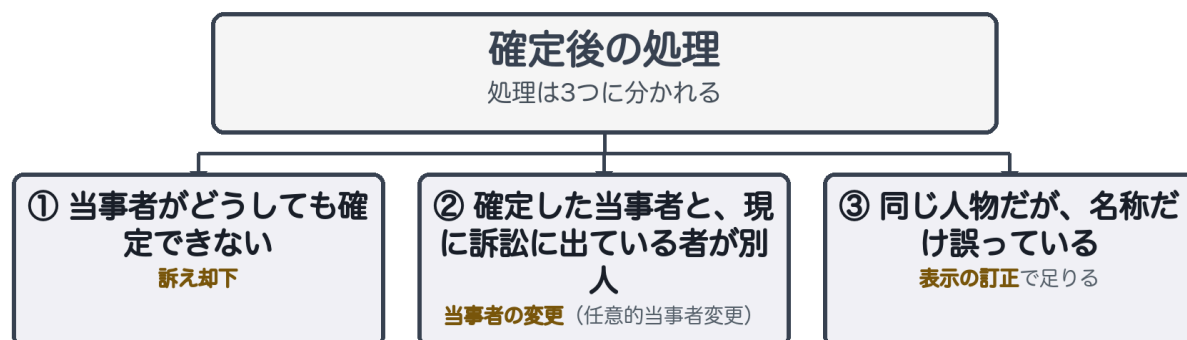
図：実質的表示説の当てはめ板

具体例で、この基準がどう働くか見ておきましょう。訴状の当事者欄に、「田中一郎」と書かれていたとします。請求の原因まで読むと、実際に取引していた相手の住所や会社が——訴状に書かれた田中一郎さんと、きちんと一致しているとします。この場合は、名前欄の記載どおりの人が当事者だと、すんなり確定できます。ところが、請求の原因を読むと、住所も会社もまるで違う——同姓同名の、別の田中一郎さんの話だったとしたら、どうでしょう。実質的表示説は、名前欄だけでなく記載全体を見るからこそ——この2つを、きちんと見分けられるんです。

8 確定後の3つの分かれ道

短答・論文共通

確定した当事者と、現に訴訟に出ている人を突き合わせる



②と③の分かれ目は、別人か・名前の誤記か

図：確定後処理3分岐板(却下／当事者の変更／表示の訂正)

実質的表示説で当事者を確定できたとして、それが訴訟に出ている人と別人なのか——それとも、名前の誤記なのか、どうやって見分けられるのでしょうか。確定した当事者と、実際に訴訟に出ている人を突き合わせて見分けます。処理は3つに分かれます。

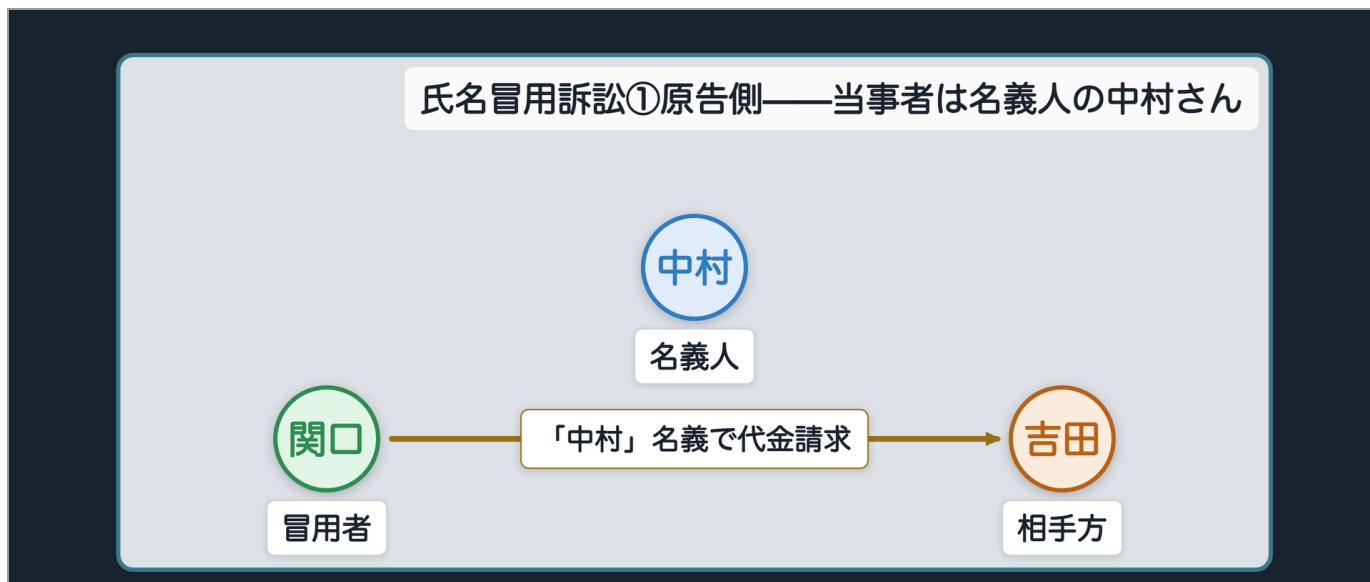
★ 論文で書く規範：確定後の処理——3つの分かれ道 ①**当事者がどうしても確定できない**——訴え却下。 ②**確定した当事者と、現に訴訟に出ている者が別人**——当事者の変更（任意的当事者変更。手続の要件は別の回で扱う）。 ③**確定した当事者と同じ人物だが、名称だけ誤っている**——表示の訂正で足りる。 ②と③の分かれ目は、実質的表示説で確定した結果と突き合わせて決まる。別人か、名前の誤記か、で判定する。（確定後の処理（実質的表示説の帰結））

中身の判断に入らないまま、門前で訴えを退ける判決です。前に、訴訟要件のところで見ました。具体例で考えましょう。中村さんが、取引先の会社を被告として訴えました。訴状には、「有限会社丸山商店」と書きました。丸山商店は3年前に株式会社への商号変更をしていて、正しくは「株式会社丸山商店」でした。これは、②の当事者の変更にはなりません。ここが分かれ目です。住所も代表者も、一致しています。実質的表示説で確定すれば、当事者は同じ人物だと分かります。これは③の表示の訂正で足りる。もし、住所も代表者も違う、まったく無関係の別会社を訴えていたら、別人なので②の当事者の変更が必要です。

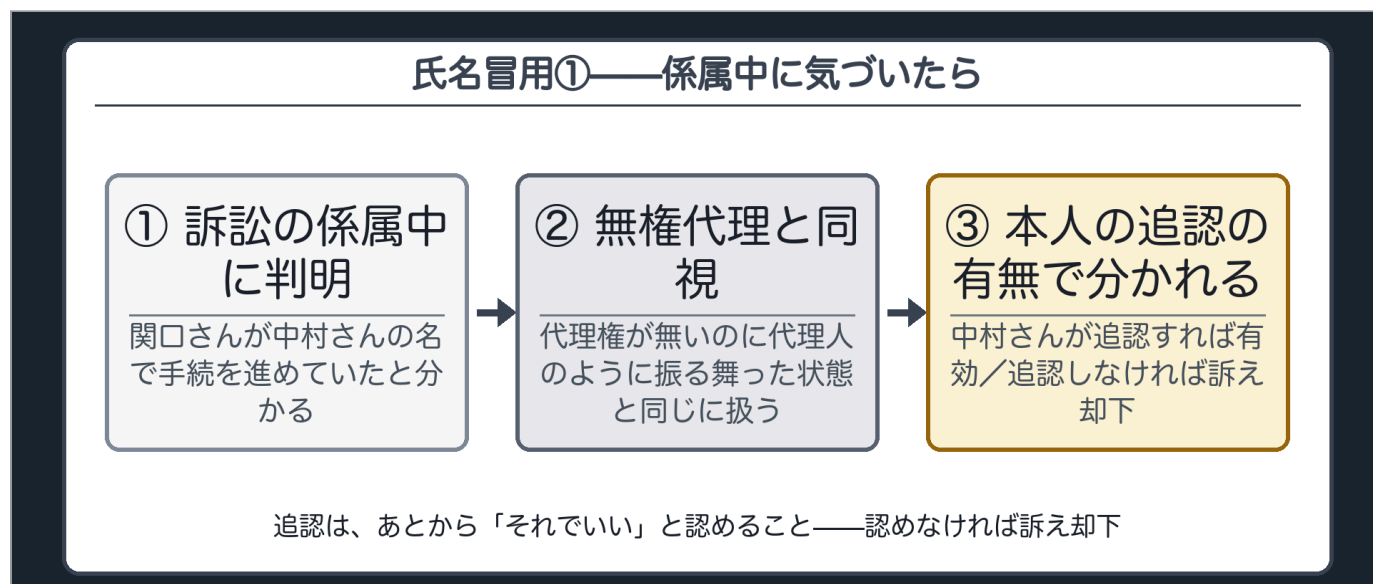
訂正（2026-10-02）

動画は有限会社が株式会社になったことを「組織変更」と呼んでいましたが、正しくは商号変更です（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律45条1項）。「組織変更」は、合名会社などと株式会社の間で形を変える別の手続です。表示の訂正で足りるという結論は変わりません。

さっき見た実質的表示説の基準が、ここでそのまま働いています。

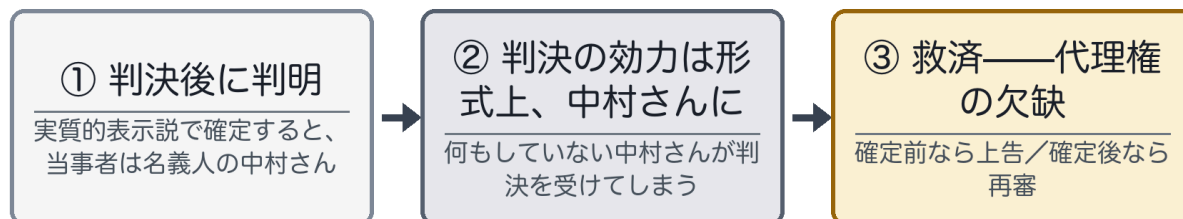


ここから、3つの場面のうち1つ目、氏名冒用訴訟を見ていきます。まず、原告側の冒用です。内装業を営む中村さんに、関口さんという元同僚がいました。関口さんは、中村さんに無断で「中村」と名乗り——取引先の吉田さんに対して、代金の支払いを求める訴えを勝手に起こしました。中村さんの名前を騙って、関口さんが手続を進めているんです。



訴訟の係属中に判明すれば、無権代理と同視します。代理権が無いのに、代理人のように振る舞った状態のことです。そこは、判決の後に気づいた場面で、正面から見ます。順番に行きましょう。本人である中村さんが、これを追認しない限り訴え却下になります。中村さんが認めれば、有効な訴訟行為として扱われます。認めなければ、訴え却下です。

氏名冒用①——判決後に気づいたら



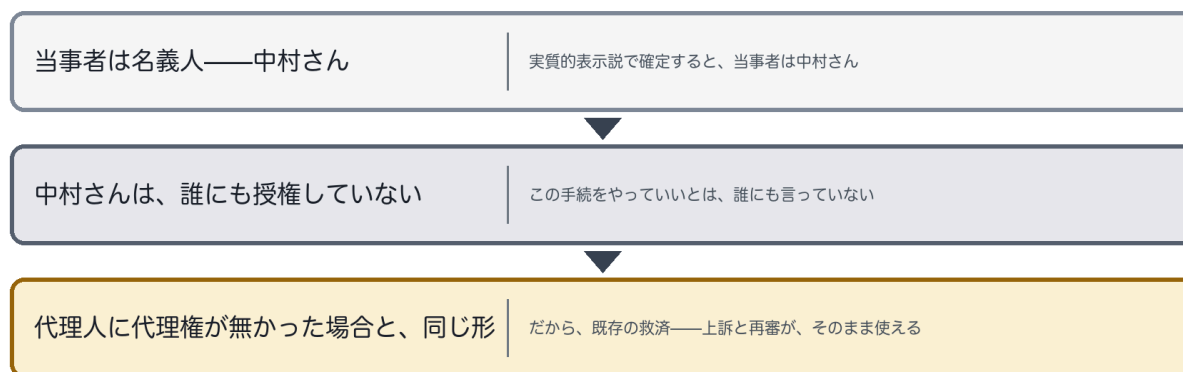
代理人に代理権が無かった場合とまったく同じ形——だから既存の救済が使える

図：氏名冒用①フロー板

- ・ 判決後判明→当事者は名義人に判決効
- ・ 救済=代理権欠缺の上訴・再審

判決が出たあとで気づいた場合こそ、この論点でいちばん大事なところ。実質的表示説で確定すると、当事者は名義人である中村さんです。形式上は、判決の効力が名義人である中村さんに及んでしまいます。

なぜ「代理権の欠缺」で構成できるのか



授權していない人が代わりに手続をした——それが代理権の欠缺

図：なぜ代理権の欠缺かの板

だから、救済が必要になります。ここで問いです。なぜ、この救済は代理権の欠缺という理屈で構成できるのでしょうか。欠けている、という意味です。代理権が無いということです。当事者は名義人です。ところが、その名義人である中村さんは——誰にも、この手続をやっているとは言っていない。授權していないんです。これは、代理人に代理権が無かった場合とまったく同じ形をしています。だから、既存の救済——上訴と再審が、そのまま使えるんです。控訴と上告を、まとめた呼び方です。

条文 民事訴訟法312条2項4号

民事訴訟法第312条2項4号(上告の理由)

第三百十二条 2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による追認があったときは、この限りでない。

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

まず、上告です。312条2項4号に、この事由が挙げられています。「代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと」とあります。判決が確定する前なら、この号を理由に上告できます。

民事訴訟法第338条1項3号(再審の事由)

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

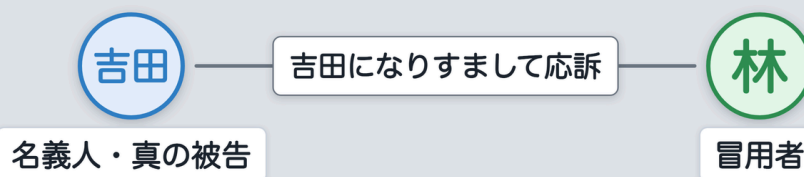
三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

すでに判決が確定してしまった場合は、338条1項3号の再審です。上告の理由と、再審の事由が対になっているんです。どちらも、代理権の欠缺という同じ理屈で中村さんを救います。この救済の道すじは、学説が後から当てはめたものではありません。古い判例そのものが、そう示しています。ただ、その判例を見る前に、逆の場面も押さえておきましょう。

11 氏名冒用訴訟②被告側——なりすまして応訴していたら

論文の骨格

氏名冒用訴訟②被告側——法廷に出たのは誰か



中村さんが代金の支払いを求めて吉田さんを提訴——法廷に出たのは、吉田さんになりすました林さん

図：氏名冒用②関係図(吉田=名義人・真の被告／林=冒用者、吉田になりすまして応訴)

もう1つ、逆の場面もあります。被告側の冒用です。別の事件で、中村さんが、代金を払わない吉田さんを被告として訴状を送りました。ところが、吉田さんの知人である林さんが——吉田さんになりすまして、法廷に出て応訴していました。吉田さんは、自分が訴えられていることすら知りません。冒用者である林さんを、手続から排除します。当事者は、名義人である吉田さんのままなので——改めて吉田さん本人に訴状を送達して、期日を指定し直します。もし、これに判決後まで気づかなければ、どうなるでしょう。当事者は名義人の吉田さんなので、判決の効力は形式上及びます。救済も、同じく代理権の欠缺による上訴・再審です。この被告側の冒用にこそ、代表的な先例があります。

判例 大判昭和一〇・一〇・二八 民集14巻1785頁〈百選5〉

大審院判決（偽造委任状による応訴が争われた事件）株式の払込みを求められた被告の氏名が冒用され、偽造された委任状で被冒用者名義の訴訟代理人が選任されて、冒用者の側が応訴したまま判決が確定した事案。大審院は、判決が確定する前であれば上訴で、確定した後であれば再審で争えるとした（当時の再審事由は現行の338条1項3号にあたる）。

しかも大事なのは、さっき見た上訴と再審という救済が——学説が後から当てはめたものではなく、この判例自身の示した道すじだ、ということです。救済の理屈は同じです。当事者は名義人で、その名義人が授權していないからです。

氏名冒用訴訟——原告側と被告側を並べる

	①原告側の冒用	②被告側の冒用
登場人物	名義人=中村さん 冒用者=関口さん	名義人=吉田さん 冒用者=林さん
実質的表示説の結論	当事者は 名義人	当事者は 名義人
判決後の救済	代理権の欠缺——上訴・再審	代理権の欠缺——上訴・再審

「当事者は名義人」という1本の軸が、原告側でも被告側でも同じ形で効く

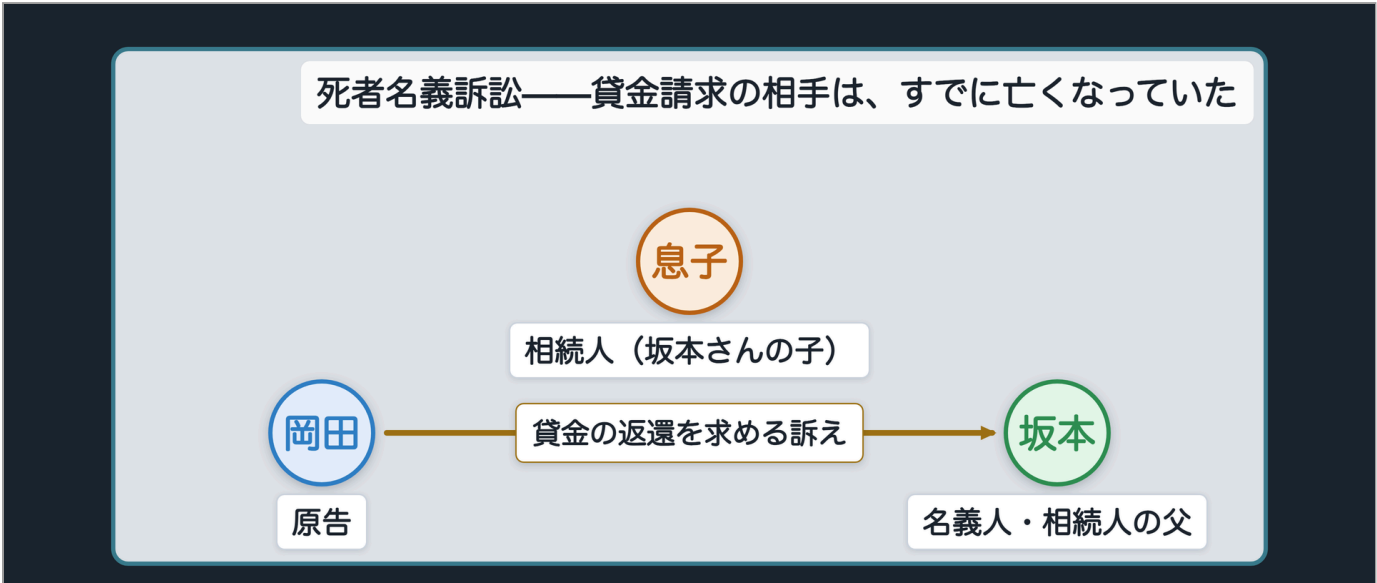
図：氏名冒用の対比較

原告側の冒用と、被告側の冒用を並べてみましょう。どちらも、実質的表示説で確定すれば、当事者は名義人です。冒用者ではありません。この「当事者は名義人」という1本の軸が——原告側でも、被告側でも、まったく同じ形で効いています。ここを逆にしてしまうと、代理権の欠缺という救済の説明が根本から崩れます。

ただし、この軸が成り立つのは、名義人の名で手続が進み、判決も名義人あてに言い渡された場合です。大審院は、訴訟行為が冒用者自身の行為としてされ、判決も冒用者に言い渡されたときは、その効力は冒用者に及ぶとして、名義人の名で手続が進んだ場合と区別しています（大判昭和10年）。

12 死者名義訴訟——死亡と発覚の組み合わせで決まる

論文の骨格



図：死者名義訴訟の関係図(岡田=原告／坂本=死亡した名義人／坂本の息子=相続人)

さて、冒頭の岡田さんと坂本さんの話に戻りましょう。亡くなった人の名前で訴えを起こしてしまった場合、いつ・誰が気づいたかによって——結論は変わるのでしょうか、変わらないのでしょうか。さっきの話の流れからすると、変わりそうですね。死者名義訴訟は、大きく4つに分かれます。まず、最初の3つから見ていきましょう。

死者名義訴訟——判決に至る前の3パターン		
	状態	処理
① 提起時にすでに死亡	二当事者対立が成り立たない 死者に 権利能力 は無い	訴え却下
② 係属中に死亡	訴訟の途中で、当事者が欠ける	中断・受継（124条1項1号）
③ 提起前死亡・相続人が応訴	相続人が、自分のこととして裁判に出ていた	任意的当事者変更で治癒

ここまでの3つは、まだ判決に至っていない段階の話

図：死者名義訴訟の前半3パターン板

- ①提起前に死亡（判決確定前に判明・相続人の関与なし）＝原則は却下
- ②係属中に死亡＝死者名義ではなく、中断・受継
- ③提起前に死亡・相続人が応訴＝変更で治癒

訂正（2026-10-02）

動画とこの板は①を「提起時にすでに死亡→訴え却下」と言い切っていましたが、③④と下の大審院の判例も提起前に死亡していた事案です。分かれ目は、いつ分かったか・相続人が関わったかです。①は「提起前の死亡が判決の確定前に分かり、相続人も関わっていない」場合で、それでも却下は原則です（例外は下の判例。一審判決の後に分かった事案です）。

1つ目。訴えを起こす前にすでに死亡していて、判決が確定する前にそれが分かり、相続人も手続に関わっていない場合です。原則は、訴え却下になります。権利や義務の主体になれる資格——それが権利能力です。亡くなった人には、それがありません。だから、向き合う二人がそろわず、二当事者対立がそもそも成り立たないんです。2つ目。訴訟の係属中に死亡した場合です。死者を訴えたのではなく、途中で当事者が欠けた場面なので、中断・受継という手続で処理されます。124条1項1号です。

条文 民事訴訟法124条1項1号

民事訴訟法第124条1項1号(訴訟手続の中断及び受継)

第二百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、**中断する**。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一 当事者の死亡 相続人、相続財産の管理人、**相続財産の清算人**その他法令により訴訟を続行すべき者

「相続財産の清算人」という言葉が入っているのは——相続財産の管理の制度が整理された、現在の条文の形です。ただし、訴訟代理人がついている間は、当事者が死亡しても手続は中断しません（124条2項）。代理人が、そのまま相続人のために訴訟を続けます。また、相続人は、相続の放棄ができる間は受け継ぎません（同条3項）。3つ目。実は係属前に死亡していたのに、相続人が訴状を受け取って——応訴していた、という場合です。この場合は、任意的当事者変更という手続で瑕疵を治癒します（実質上の被告が相続人と読めるなら、表示の訂正で足りるとする考え方もあります）。手続の不備のことです。あとから直せる、という意味で「治癒」といいます。さっき、名前が別会社と食い違ったときにも出てきた、あの処理です。ここまでの3つは、まだ判決に至っていない段階の話でした。

13 死者名義訴訟④——判決後に分かったら、なぜ信義則で救えるか

論文の骨格

死者名義訴訟④——判決後に判明したら

原則		例外——信義則で救われる場合
結論	無効	相続人に判決の効力が 及ぶことがある
要件	——	相続人が、自分のこととして 実質的に訴訟を進行 していた
根拠	名義の食い違いという形式の瑕疵	攻撃防御の機会が 実質的に保障 されていたか（2条）

「原則無効」の一言で覚えると、この例外を取りこぼす

図：死者名義訴訟④板

そして4つ目。判決が出たあとで、初めて死亡が判明した場合です。ここは、「原則無効」という一言だけで覚えなくてください。原則は、たしかに無効です。しかし、例外があります。相続人が、自分のこととして実質的に訴訟を進行していた場合です。この場合は、相続人が後から判決の無効を主張することが、信義則上許されないとされることがあります。学説は、これを攻撃防御の機会が実質的に保障されていたかという観点から説明します。下の最高裁判決が挙げたのも、相続人が「みずから進んで訴訟行為をした」こと、異議を述べずに訴訟手続を遂行したことでした。相続人が、現実にもその機会を使って争っていたなら——それなのに、名義の食い違いという形式の瑕疵だけを理由に——実際に手続を尽くした人の判決を、無効にってしまうのは筋が通りません。

条文 民事訴訟法2条

民事訴訟法第2条(裁判所及び当事者の責務)

第二条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、**信義に従い誠実に**民事訴訟を進行しなければならない。

この条文は、当事者の信義誠実の責務を定めたもので、訴訟上の信義則の条文上の手がかりです。判決の効力が誰に及ぶかを定めた条文ではありません。信義則で相続人の無効の主張を封じた最高裁判例があります。

判例 最判昭和41・7・14 民集20巻6号1173頁（昭和39年(オ)第1403号）

最高裁判決（訴状が届く前に被告が死亡していた事件） 第一、二審を通じてみずから進んで訴訟行為をした前記上告人三名が、いまさら本件訴訟の当事者（被告）が死者であるDであつたとしてみずからの訴訟行為の無効を主張することは、信義則のうえから許されないものと解するのが相当である

訴状を出した3日後に被告が死亡し、その1週間後に訴状が届いた事案です。相続人3人は自分で弁護士を選んで受継を申し立て、第一審・第二審を異議なく争って敗訴し、上告審で「被告は死者だった」と無効を主張しました。判決後に初めて死亡が分かった事案ではないので④の典型ではありませんが、自ら訴訟を進行した相続人の無効の主張を信義則で封じた点で、④の理屈の手がかりになります。

訂正 (2026-10-02)

動画は「④そのものを示した古い判例はありません。ここは学説と裁判例の積み重ねです」と、判例が無いように聞こえる言い方でした。④そのものの判例ではありませんが、信義則で相続人の無効の主張を封じた上の最高裁判決があります。また④の板は例外を「相続人に判決の効力が及ぶことがある（2条）」としています。判決の形は「相続人が無効を主張することは信義則上許されない」です。2条は信義則の手がかりで、判決の効力が及ぶ人の範囲の条文（115条）ではありません。

死者名義訴訟には、①の言い切りを揺さぶる、もう1つの有名な先例があります。

①の言い切りを揺さぶる、古い先例

|古い先例（大審院）

- 訴え提起の**前**に、被告はすでに死亡していた
- 大審院は——
- **実質上の被告は相続人**として
- 却下ではなく、**表示の訂正**を命じた

図：死者名義訴訟の古い先例の板

そこに例外を開いた判例があります。

判例 大判昭和一一・三・一一 民集15巻977頁〈百選6〉

大審院判決（死亡した者を被告として提起された訴訟の事件） 訴え提起の2年前に被告が死亡しており、訴状は同居の妻が受け取って、相続人が欠席のまま一審で原告勝訴の判決が出た事案。大審院は、**実質上の被告は相続人であり、ただその表示を誤ったにすぎない**として、訴えを却下した原審を破棄し、**訴状の被告の表示を相続人に訂正させたうえで手続を進めるべきだ**、とした。

①の原則と、判例が開いた例外

原則		例外
結論	却下	表示の訂正 で救う
根拠	提起の時点で死亡していれば 二当事者対立が成り立たない	訴状の 全体 から 実質上の被告が相続人と読み 取れる

さっき見た、確定後の3分岐の③が、ここでも効いている

図：原則と例外の板

ここが大事なところです。①の「提起の時点で死亡していたら却下」は、あくまで原則です。訴状の全体から、実質上の被告が相続人だと読み取れるときは——表示の訂正で救う、という道が判例で開かれています。実質的表示説で当事者を確定した結果が、ここでも効いています。なお、この判例は信義則を使ってはいません。④の理屈とは別物です。

半年前に亡くなっていた坂本さん——答え合わせ

気づいたタイミング		結論
①	訴える 前 から死亡を知っていた	訴え却下
②	訴訟の 途中 で初めて分かった	中断 して、相続人が 受継
③	息子さんが最初から 応訴 していた	任意的当事者変更 で息子さんに切替
④	判決後 になって初めて分かった	原則 無効 ——実質的に争っていれば 信義則 で有効

同じ「亡くなっていた」でも、いつ・誰が気づいたかで結論が変わる

図：冒頭の問いへの答えの板

訂正（2026-10-02）

この板の②「訴訟の途中で初めて分かった→中断して、相続人が受継」は誤りでした。中断・受継（124条）は、訴訟の係属中に当事者が死亡した場合の手続です。坂本さんのように訴えを起こす前に亡くなっていた場合は、途中で気づいても124条の中断にはならず、下の「提起前に死亡していたとき」の表で処理します。また④の「信義則で有効」は、正しくは「相続人が無効を主張することが信義則上許されないことがある」です。

死者名義の場合分けは、2つの軸で整理します。1つ目の軸は、いつ死亡したかです。

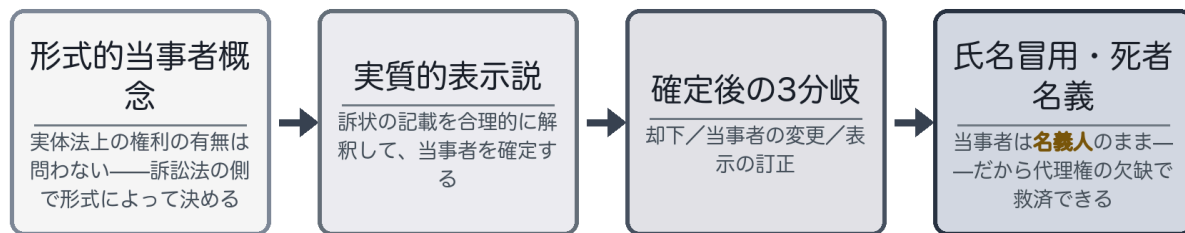
死亡の時期	扱い
訴えを起こす前	死者名義訴訟。当事者の確定の問題（下の表）
訴えを起こした後、訴状が届く前	最判昭和41年の事案。受継を許可したのは第一審で、最高裁は受継の適否には触れず、自ら訴訟を追行した相続人の無効の主張を信義則で封じた
訴訟の係属中	死者名義訴訟ではない。中断・受継（124条1項1号。訴訟代理人がいれば中断しない＝同条2項）

2つ目の軸は、提起前に死亡していたとき、いつ分かったか・相続人が関わったかです。

分かった時期・相続人の関わり	扱い
判決確定前に分かった・相続人は関わっていない	原則は訴え却下。実質上の被告が相続人と読めれば、表示の訂正。大判昭和11年は、一審判決の後・確定前に分かった事案でも表示の訂正で救った
判決確定前・相続人が訴状を受け取り応訴していた	任意的当事者変更で治癒（表示の訂正で足りるとする考え方もある）
判決確定後に分かった	原則は無効。相続人が自ら訴訟を追行していたなら、後から無効を主張することは信義則上許されないとされることがある（最判昭和41年の考え方）

冒頭の答えです。坂本さんは、訴えを起こす半年前に亡くなっていました。だから、使うのは2つ目の表だけです。判決の確定前に分かり、息子さんが関わっていなければ、原則は却下です（訴状から息子さんを指していると読めれば、表示の訂正）。息子さんが訴状を受け取って応訴していたなら、任意的当事者変更で息子さんに切り替えます。判決の確定後に分かったなら、原則は無効です。ただ、息子さんが自分で争っていたなら、後から無効を言うことは信義則上許されないとされることがあります。「無効」の一言に落とすと、この場合分けを丸ごと取りこぼしてしまいます。

今日の1本の軸



この1本の軸が、今日通してきた考え方

図：この回の1枚地図板

今日はここまでです。この回で通してきた、1本の軸を確認しましょう。当事者かどうかは、実体法上その権利を持っているかどうかとは切り離して——訴訟法の側で、形式によって決める。これが、形式的当事者概念でした。当事者を確定する基準が、実質的表示説でした。意思説は外から見えず、行動説は審理を待たないと分からない——この2つの弱点を避けているのが、実質的表示説でしたね。氏名冒用では、確定すると当事者は名義人のままなので、代理権の欠缺という理屈で上訴・再審の救済ができました。死者名義では、原則は却下ですが、表示の訂正や任意的当事者変更で救う道があります。判決後に分かった場合は、攻撃防御の機会が実質的に保障されていたかを考え、信義則で相続人の無効の主張を封じることがあります。

訂正 (2026-10-02)

動画とこの板の4つ目の箱は「氏名冒用・死者名義：当事者は名義人のまま、だから代理権の欠缺で救済できる」としていますが、代理権の欠缺による救済は氏名冒用の話です。死者名義では、大判昭和11年判決のように実質上の被告を相続人と読むことがあり、当事者が名義人（死者）のままとは限りません。

今日の話がつながる先

- **任意的当事者変更**の手続の中身——訴えの変更を扱う回で
- **中断・受継**の細かい手続——期日や期間を扱う回で
- **氏名冒用の救済（上訴・再審）**の中身——それぞれ専用の回で
- **判決の効力**が誰に及ぶか——既判力を扱う回で
- **訴え却下**の判決の位置づけ——判決の種類を扱う回で

図：送り先一覧板

最後に、今日の話がつながる先をまとめておきます。任意的当事者変更の手続の中身は、訴えの変更を扱う回で。中断・受継の細かい手続は、期日や期間を扱う回で。氏名冒用の救済である上訴と再審の中身は、それぞれ専用の回で。判決の効力が誰に及ぶかという問題そのものは、既判力を扱う回で。訴え却下の判決の位置づけは、判決の種類を扱う回で、あらためて扱います。訴状の名前から、当事者は決まりました。では、そもそも当事者になれる資格は、誰にでもあるのでしょうか。そこを、次に見ていきます。